

田畑の財物損害の賠償基準公表の申し入れ

2014.2.27

東京電力は、平成25年11月29日にプレスリリース「田畑に係る財物賠償に関するご請求手続きの開始について」を公表して以降、具体的な賠償基準を公表しておりません。

直接請求の手続内で、当該被害者の所有する田畑について、個別に単価を開示しているのみです。

このまま賠償基準が公表されない状態が続けば、賠償基準の相当性について検証することが著しく困難になります。また、被害者が直接請求に誘導され、原子力損害賠償紛争解決センターで田畑の賠償について請求するケースが非常に少なくなると予想されます。

そこで、当弁護団は、東京電力に対し、田畑の財物損害の賠償基準の公表を申し入れました（申入書）。

また、経済産業大臣及び原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会に対し、東京電力に賠償基準公表を指導するよう要望しました（要望書）。